

HIGH CLASS

住宅検査報告書

有限会社 桧住建 様
滋賀県高島市安曇川町上小川145番地7

現場名 **KK 様邸新築工事**
施工現場住所 **滋賀県高島市新旭町旭字村西870-6**

上記の物件に対して、本誌の通り現場検査を行いました。
指摘事項に対しても、適切な対処がなされたことを証明します。
また、家づくりにおいても、現場検査を行った限りでは問題点は見
当たらなかった事を証明いたします。

また、本物件においての施工レベルを、ホームリサーチ独自の基準
で判断した結果を以下に表示します。

最終施工レベル **AA++++** と判断いたします。

現場検査員 一級建築士 吉田 武



写真検査員 井内 忠夫



最終検査員 一級建築士 岩月 俊和



株式会社 ホームリサーチ

愛知県東海市富木島町長田 31-1
ホームリサーチ第一ビル
代表取締役 久吉 崇敬



AAA 判断における説明

基本	<p>隣地に対する配慮が適切である事。 適切な安全処置が講じられている事。 全検査で構造上重要な箇所での指摘事項が5カ以内の場合。 予定通りの工程で完了する事。 指摘事項に対して適切な処置がされる事。 並びにその写真等が撮影されている事。(工事を進める場合、指摘部分の写真を撮影して、適切に対処されている事を検査員が確認する必要があります。) ※指摘事項の中に、重大な過失が含まれた場合、その後適切な処置を行ったとしても AAA の判断基準からは除外されます。</p>
最終判断	<p>現場検査員（一級及び二級建築士）が検査ハンドブックの全項目を検査し、適切な施工がされていると判断した場合。また指摘事項に対しても適切な処置がされて、その項目写真が全て揃っている場合。 且つ、写真検査員（一級及び二級建築士）が、全項目の写真を再検査して、適切であり丁寧な施工と判断した場合に AAA の判断を行う。</p>

BBB 判断における説明

基本	<p>適切な安全処置が講じられている事。 全検査で構造上重要な箇所での指摘事項が12カ以内の場合。 予定通りの工程で完了する事。 指摘事項に対して適切な処置がされる事。 並びにその写真等が撮影されている事。(工事を進める場合、指摘部分の写真を撮影して、適切に対処されている事を検査員が確認する必要があります。)</p>
最終判断	<p>現場検査員（一級及び二級建築士）が検査ハンドブックの全項目を検査し、適切な施工がされていると判断した場合。また指摘事項に対しては、対処した写真や、口答による説明を受けた場合。(但し、指摘事項の中に建築基準に関する重要な指摘事項があり、これに対して適切な処置の写真がない場合は、処置されていないと判断し、保証対象外のC施工精度として表示します。) 且つ、写真検査員（一級及び二級建築士）が、全項目の写真を再検査して、適切と判断した場合にBBBの判断を行う。</p>

AA 判断における説明

基本	<p>適切な安全処置が講じられている事。 全検査で構造上重要な箇所での指摘事項が7カ以内の場合。 予定通りの工程で完了する事。 指摘事項に対して適切な処置がされる事。 並びにその写真等が撮影されている事。(工事を進める場合、指摘部分の写真を撮影して、適切に対処されている事を検査員が確認する必要があります。) ※指摘事項の中に、重大な過失が含まれた場合、その後適切な処置を行ったとしてもAAの判断基準からは除外されます。</p>
最終判断	<p>現場検査員（一級及び二級建築士）が検査ハンドブックの全項目を検査し、適切な施工がされていると判断した場合。また指摘事項に対しても適切な処置がされて、その項目写真が全て揃っている場合。 且つ、写真検査員（一級及び二級建築士）が、全項目の写真を再検査して、適切であり丁寧な施工と判断した場合にAAの判断を行う。</p>

BB 判断における説明

基本	<p>全検査で構造上重要な箇所での指摘事項が15カ以内の場合。 その他BBB判断に同等</p>
最終判断	<p>BBB判断に同等</p>

B 判断における説明

基本	<p>全検査で構造上重要な箇所での指摘事項が15カ以内の場合。 その他BBB判断に同等</p>
最終判断	<p>BBB判断に同等</p>

A 判断における説明

基本	<p>適切な安全処置が講じられている事。 全検査で構造上重要な箇所での指摘事項が10カ以内の場合。 予定通りの工程で完了する事。 指摘事項に対して適切な処置がされる事。 並びにその写真等が撮影されている事。(工事を進める場合、指摘部分の写真を撮影して、適切に対処されている事を検査員が確認する必要があります。) ※指摘事項の中に、重大な過失が含まれた場合、その後適切な処置を行ったとしてもAの判断基準からは除外されます。</p>
最終判断	<p>現場検査員（一級及び二級建築士）が検査ハンドブックの全項目を検査し、適切な施工がされていると判断した場合。また指摘事項に対しても適切な処置がされて、その項目写真が全て揃っている場合。 且つ、写真検査員（一級及び二級建築士）が、全項目の写真を再検査して、適切と判断した場合に A の判断を行う。</p>

C 判断における説明

基本	<p>工程の中で、瑕疵や欠陥が含まれています。 瑕疵や欠陥である指摘事項や、瑕疵や欠陥に繋がる指摘事項に対して、適切な対処がされた写真がない場合や、口答での説明だけの場合は、確認不足となり、C評価になります。 (瑕疵や欠陥に繋がる重要な指摘事項は、必ずファックスで内容を送信いたします。適切に対処した後に、必ず写真を撮影して下さい。)</p>
-----------	---